

○板倉町板倉ニュータウン移住支援金支給要綱

(令和5年3月31日告示第50号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板倉ニュータウンへの移住及び定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図るため、板倉ニュータウン内に土地と住宅を取得し転入した者に対し、予算の範囲内において板倉ニュータウン移住支援金（以下「移住支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 移住支援金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

- (1) 板倉町住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成27年板倉町告示第69号）第10条に規定する補助金額の確定を受けていること。
- (2) 令和2年10月1日以後に、朝日野1丁目、朝日野2丁目、朝日野3丁目、朝日野4丁目及び泉野1丁目地内の土地の売買契約を締結していること。
- (3) 取得した住宅が、前号の土地に所在していること。
- (4) 第2号に規定する土地の売買契約締結日において、次に掲げる事項のいずれかに該当していること。
 - ア 支給申請者の年齢が50歳未満であること。
 - イ 支給申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること。
 - ウ 支給申請者が、同一世帯において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育していること。
- (5) 令和5年4月1日以後に転入し、5年以上継続して定住すること。
- (6) 板倉町暴力団排除条例（平成24年板倉町条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等でないこと。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、70万円とする。

(移住支援金の支給申請)

第4条 支給申請者は、当該年度の3月15日までに板倉ニュータウン移住支援金支給申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 支給申請者の住民票世帯全員の写し
- (2) 土地の売買契約書の写し

(3) 前2号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(移住支援金の支給決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定により板倉ニュータウン移住支援金支給申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、板倉ニュータウン移住支援金支給(不支給)決定通知書(別記様式第2号)により支給申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第6条 前条の規定により通知を受けた支給申請者は、速やかに板倉ニュータウン移住支援金請求書(別記様式第3号)に、振込先の預金通帳等の写しを添えて移住支援金の請求を行うものとする。

(移住支援金の支給)

第7条 町長は、前項の規定により移住支援金の請求があったときは、移住支援金を支給するものとする。

(移住支援金の支給決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、支給申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、板倉ニュータウン移住支援金支給決定取消通知書(別記様式第4号)により移住支援金支給の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の支給を受けたとき、又は移住支援金の支給を受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が移住支援金の支給決定を取り消すべき事由があると判断したとき。

2 町長は、前項の規定により、移住支援金支給の決定を取り消した場合において、既に移住支援金を支給しているときは、板倉ニュータウン移住支援金返還命令書(別記様式第5号)によりその返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(板倉町新型コロナウイルス感染症対応板倉ニュータウン移住支援金支給要綱の廃止)

2 板倉町新型コロナウイルス感染症対応板倉ニュータウン移住支援金支給要綱(令和2年板倉町告示第77号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に板倉町新型コロナウイルス感染症対応板倉ニュータウン移住支援金支給要綱第5条の規定により支給決定された移住支援金については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行後において、第2条第1号に規定する補助金額の確定を受けた者は、令和5年3月31日以前に転入した場合であっても、同条第5号の規定に該当しているものとみなす。

別記様式第1号（第4条関係）

板倉ニュータウン移住支援金支給申請書

[別紙参照]

別記様式第2号（第5条関係）

板倉ニュータウン移住支援金支給（不支給）決定通知書

[別紙参照]

別記様式第3号（第6条関係）

板倉ニュータウン移住支援金請求書

[別紙参照]

別記様式第4号（第8条関係）

板倉ニュータウン移住支援金支給決定取消通知書

[別紙参照]

別記様式第5号（第8条関係）

板倉ニュータウン移住支援金返還命令書

[別紙参照]

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

板倉町長 あて

申請者 住所
氏名
電話

印

板倉ニュータウン移住支援金支給申請書

板倉ニュータウン移住支援金70万円の支給を受けたく、板倉町板倉ニュータウン移住支援金支給要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

住宅の所在地	板倉町		
土地の売買契約年月日	年	月	日
板倉町への転入年月日	年	月	日
世帯の状況	世帯人員 人		
氏名	生年月日	続柄	備考
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

※添付書類 ・支給申請者の住民票世帯全員の写し
・土地の売買契約書の写し

別記様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

板倉町長

印

板倉ニュータウン移住支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板倉ニュータウン移住支援金については、審査の結果、下記のとおり支給（不支給）することに決定しましたので、板倉町板倉ニュータウン移住支援金支給要綱第5条の規定により通知します。

記

1 支給決定内容

支給決定額 金700,000円

2 不支給決定内容

不支給の理由

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

板倉町長 へ

申請者 住所
氏名
電話

印

板倉ニュータウン移住支援金請求書

年 月 日付けで支給決定を受けた板倉ニュータウン移住支援金について、
板倉町板倉ニュータウン移住支援金支給要綱第6条の規定に基づき請求します。

1 請求金額 金700,000円

2 振込先

ゆうちょ 銀行以外の 金融機関	銀行・農協 信用金庫・信用組合												
	本店・支店・出張所										預金 種別	普通・当座	
	口座番号 (右づめで記入)												
ゆうちょ 銀行	通帳記号					通帳番号 (右づめで記入)							
						の							
口座 名義人	フリガナ												
	氏名												

※添付書類 ・ 預金通帳等の写し
(金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・名義人名が確認できるもの)

別記様式第4号(第8条関係)

年 月 日

様

板倉町長 印

板倉ニュータウン移住支援金支給決定取消通知書

年 月 日付けで支給決定した板倉ニュータウン移住支援金については、
下記の理由により取り消したので、板倉町板倉ニュータウン移住支援金支給要綱第8条の
規定により通知します。

記

(理 由)

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

板倉町長

印

板倉ニュータウン移住支援金返還命令書

年 月 日付けで支給決定した板倉ニュータウン移住支援金について、板倉町板倉ニュータウン移住支援金支給要綱第8条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還を命ずる額 金700,000円

2 返 還 期 限 年 月 日